建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程

(令和7年4月1日施行)

株式会社確認検査機構プラン21

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程

目次

第1章 総則

- 第1条(趣旨)
- 第2条(基本方針)
- 第3条(判定の業務を行う時間及び休日)
- 第4条(事務所の所在地)
- 第5条(判定の業務を行う区域)
- 第6条(判定の業務を行う建築物の区分の範囲)

第2章 判定の業務の実施の方法

- 第7条(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)
- 第8条(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約)
- 第9条 (判定の実施方法)
- 第10条(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)
- 第11条(適合判定通知書の交付等)

第3章 適合性判定員等

- 第12条(適合性判定員の選任)
- 第13条(適合性判定員の解任)
- 第14条 (適合性判定員の配置)
- 第15条(適合性判定員の教育)
- 第16条(判定の業務の実施及び管理の体制)
- 第17条(秘密保持義務)

第4章 判定料金等

- 第18条(判定料金の納入)
- 第19条(判定料金を減額するための要件)
- 第20条(判定料金を増額するための要件)
- 第21条(判定料金の返還)

第5章 雑則

- 第22条(登録の区域等の掲示等)
- 第23条(判定業務規程の公開)
- 第24条(財務諸表等の備付け)
- 第25条(財務諸表等に係る閲覧の請求)
- 第26条(帳簿及び書類の保存期間)
- 第27条 (帳簿及び書類の保存及び管理の方法)
- 第28条(軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)

- 第29条(電子情報処理組織に係る情報の保護)
- 第30条(判定の業務に関する公正の確保)
- 第31条(損害賠償保険への加入)
- 第32条(事前相談)

附則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この判定業務規程(以下「規程」という。)は、株式会社確認検査機構プラン2 1 (以下「当機関」という。)が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第11条第1項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。)第13条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面(以下「軽微変更該当証明書」という。)の交付(以下単に「判定」という。)の業務の実施について、法第45条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(判定の業務を行う時間及び休日)

- **第3条** 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
 - (4) その他は当機関が定める日
- 3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者(以下「提出者等」という。)との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

- 第4条 当機関の判定の業務を行う主たる事務所であるの橿原本店(以下「本店」という。) の所在地は、奈良県橿原市八木町1丁目7-39(林田ビル2階)とする。
- 2 奈良支店(以下「支店」という。)の所在地は、奈良県奈良市大宮町5丁目3番14(不動ビル503号)とする。

(判定の業務を行う区域)

第5条 当機関の業務区域は、奈良県、大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県及び和歌山県とする。

(判定の業務を行う建築物の区分の範囲)

第6条 当機関は、法第38条第1項第1号イの(1)から(3)までに定める建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

第2章 判定の業務の実施の方法

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

- 第7条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出(建築物エネルギー消費性能確保計画 を通知する場合を含む。以下同じ。)しようとする者は、当機関に対し、施行規則第3条 第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、当機関に対し、施行規則第4条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
- 3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、当機関に対し、別記様式第1による 軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な 書類を添えたものを提出しなければならないものとする。
- 4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次項において同じ。)であるものに対し、法第 11 条第 1 項に規定する特定建築行為(住宅の新築に限る。以下この項及び次項において同じ。)に係る住宅について設計住宅性能評価(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成 11 年建設省令第 20 号)第 3 条第 1 項に規定する変更設計住宅性能評価(次項において「変更設計住宅性能評価」という。)を除く。)の申請又は確認(同令第 7 条の 2 第 1 項に規定する変更確認(次項において「変更確認」という。)を除く。)の求めをした場合(当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書(同令第 3 条第 1 項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は確認申請添付図書(同令第 7 条の 2 第 1 項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。)を提出した場合に限る。)において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー確保計画を提出するときは、第 1 項にかかわらず、施行規則第 3 条第 1 項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えるこ

とを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申 請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、 当該計画書の添付図書とみなす。

- 5 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるもの (前項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建 築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。)に対し、特定建築行為に係る 住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合(当該住宅の 設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合 に限る。)において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に 係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第2項の規定にか かわらず、施行規則第4条第1項の表の各項に掲げる図書(変更に係る部分に限る。)を 同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に 提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギ ー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。
- 6 前5項の規定により提出、通知又は申請される書類(以下「提出書類等」という。)を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(当機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と提出者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)によることができる。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約)

- 第8条 当機関は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請 (以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。)があったときは、次の 事項を審査し、これを引き受ける。
 - (1) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更(以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。)が特定建築行為に係るものであること。
 - (2) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第6条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (3) 提出書類等に形式上の不備がないこと。
 - (4) 提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (5) 提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。
- 3 当機関は、提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合にお

いては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。

- 4 第1項により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引き受けた場合には、当機関は、提出者等に引受承諾書を交付する。この場合、提出者等と当機関とは、別に定める「建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款」(以下「業務約款」という。)に基づき契約を締結するものとする。
- 5 前項の業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。
 - (1) 提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、当機関の求めに応じ、判定のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
 - (2) 判定料金(証明料金を含む。以下同じ。)に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 判定料金の額に関すること。
 - (b) 判定料金の納入期日に関すること。
 - (c) 判定料金の納入方法に関すること。
 - (3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書(以下この条において「適合判定通知書等」という。)を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日 (以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
 - (b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他の当機関に帰することのできない 事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更で きること。
 - (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性 能確保計画を変更する場合においては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画 の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、こ の場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。
 - (b) 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 提出者等は、当機関が行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当機関は、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに 支払われないことその他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合においては、提 出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) 当機関は、(d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定料金の 支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (5) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。

- (a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
- (b) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
- (c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該 判定の結果について責任を負わないこと。

(判定の実施方法)

- **第9条** 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第42条に規定する適合性判定員に実施させる。
- 2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者(以下「適合性判定補助員」という。)は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。
- 3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。
- 4 当機関は、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)

- 第10条 提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の 提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出す る。
- 2 前項の場合においては、当機関は、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却 する。

(適合判定通知書の交付等)

- 第11条 当機関は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー 消費性能基準に適合することを判定したときにあっては、建築物エネルギー消費性能確 保計画の提出を受けた日から14日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。
- 2 当機関は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときにあっては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあっては適合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、提出者にそれぞれ交付する。

- 3 当機関は、第1項及び第2項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28 日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に提出者に交付する。
 - (1) 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他の当機関の責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。
 - (3) 判定料金が納入期日までに納入されていないとき。
 - (4) 建築物の規模・用途や設計上の特徴その他の判定結果を確定するために時間を要するやむを得ない事情があるとき。
- 4 当機関は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第5条(第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更(以下単に「軽微な変更」という。)に該当することを確認したときにあっては、速やかに別記様式第2による軽微変更該当証明書を交付する。
- 5 当機関は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更に該当しないことを確認したときにあっては別記様式第3による軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないときにあっては別記様式第4による軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。
- 6 適合判定通知書の交付番号は別表1に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表2に定める方法に従う。
- 7 適合判定通知書、第2項若しくは第3項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第 5項の通知書(以下「適合判定通知書等」という。)の交付については、あらかじめ提出 者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付 によることができる。

第3章 適合性判定員等

(適合性判定員の選任)

第12条 当機関の代表取締役(以下「代表取締役」という。)は、判定の業務を実施させる ため、施行規則第36条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するも のとする。

- 2 適合性判定員は、当機関の職員から選任するほか、当機関の職員以外の者に委嘱して選 任することができるものとする。
- 3 適合性判定員の数は、法第38条第1項第1号に定める数以上となるように毎年度見直 しを行うものとする。

(適合性判定員の解任)

- **第13条** 当機関の長は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。
 - (1) 業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(適合性判定員の配置)

- 第14条 当機関は、判定の業務を実施するため、適合性判定員を本店に2人以上、第4条 に定める支店に1人以上配置する。
- 2 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。
- 3 本店又は支店のいずれかの事務所の適合性判定員が病気等の事情により、判定の業務 を実施できない場合にあっては、当該事務所以外の適合性判定員が臨時に判定の業務を 行う。この場合において、緊急のとき等にあっては、当該事務所以外の事務所で当該判定 の業務を行うことができる。
- 4 当機関は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。
- 5 電子申請などで、電子情報処理組織を使用することにより、本店と支店で容易に審査交流が可能な場合は、第3項及び第4項に関わらず、それぞれの店で審査を行うことができる。

(適合性判定員の教育)

第15条 当機関は適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年1回以上、当機関の行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

(判定の業務の実施及び管理の体制)

- 第16条 当機関は、判定の業務に従事する職員を、第14条第1項の規定により配置された適合性判定員を含め、本店に2人以上、第4条に定める支店に1人以上配置する。
- 2 当機関は、法第38条第1項第3号に規定する専任の管理者は、判定業務に従事する長 又は役員から任命する。
- 3 前項の専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要か

つ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有する ものとする。

(秘密保持義務)

第 17 条 当機関の役員及びその職員(適合性判定員を含む。)並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第4章 判定料金等

(判定料金の納入)

- **第18条** 提出者等は、別表3に定める判定料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。
 - 2 前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。
 - 3 当機関と提出者等は、別途協議により、一括納入その他別の収納方法をとることができるものとする。

(判定料金を減額するための要件)

- 第19条 判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。
 - (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
 - (2) 標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、 一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると当機関が判断し たとき。
 - (3) あらかじめ当機関が定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。
 - (4) 第7条第4項又は第5項に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるものに対し、設計住宅性能評価の申請若しくは確認の求めをする又は変更設計住宅性能評価の申請若しくは変更確認の求めをするとき。
 - (5) 前各号の他、判定の業務を効率的に実施することができるものと当機関が判断したとき。

(判定料金を増額するための要件)

- **第20条** 判定料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。
 - (1) 複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとし

て当機関が判断した場合。

- (2) 判定に必要な提出者の協力が得られないことその他の当機関の責めに帰することのできない事由により業務期日を延長しなければならなくなった場合。
- (3) その他、申請者の帰するべき事由により、当機関の業務に支障が生じた場合等により 当機関が判断した場合。

(判定料金の返還)

第21条 納入した判定料金は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第5章 雑則

(登録の区域等の掲示等)

第22条 当機関は、登録の区域その他の事項を、判定の業務を行うすべての事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ(http://plan-21.co.jp/)において公表するものとする。

(判定業務規程の公開)

第23条 当機関は、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページ(http://plan-21.co.jp/)において公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第24条 当機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

- **第25条** 利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1枚につき110円(税込み)を支払わなければならないものとする。
 - (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、 当機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付 の請求
 - (a) 当機関の使用に係る電子計算機と法第 46 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者 (以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機を電気通信回 線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通 じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当 該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付 する方法
 - (c) (a)及び(b) に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる 書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

- **第26条** 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。
 - (1) 法第 47 条第 1 項の帳簿 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで
 - (2) 提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る引受承諾書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類、適合通内書の交付の日(計画の変更に係るものは、変更の適合判定通知書の交付の日)から15年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

- 第27条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定 中にあっては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能 適合性判定終了後は施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方 法で行う。
- 2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)

- **第28条** 当機関は、法第47条第1項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存することとする。
- 2 当機関は、法第47条第2項の書類に準じて規定第7条第3項の申請書類、軽微変更該 当証明に係る引受承諾書その他証明に要した書類を保存することとする。
- 3 第1項の帳簿及び第2項の書類の保存期間は第26条に、当該帳簿及び書類の保存及び 管理の方法は第27条に、それぞれ準ずることとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第29条 当機関は、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(判定の業務に関する公正の確保)

- 第30条 当機関の長、役員又は職員(適合性判定員を含む。)が、建築物エネルギー消費性 能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保 計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。
- 2 当機関の役員又は職員(適合性判定員を含む。)が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
- 3 当機関の役員又は職員(適合性判定員を含む。)で、当機関以外に所属する法人の役員 又は職員である者(過去2年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。) が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員(適合性判定員を含む。) は当該建築物に係る判定を行わないものとする。
 - (1) 当機関に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合
 - (2) 当機関に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について 前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合
- 4 第1項から前項までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に 支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないも のとする。
- 5 適合性判定員又は当機関の役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはな らない。

(損害賠償保険への加入)

第31条 当機関は、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約(てん補限度額が年間5000万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。)を締結するものとする。

(事前相談)

第32条 提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合において、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(附則)

- 1. この規程は、令和7年4月1日より施行する。
- 2. この規定の施行日の前に提出等がされた物件に係る一連の料金の適用については、 なお従前の例によりことができる。

制定時: 2024年7月20日 改定日: 2025年4月1日

別表1

適合判定通知書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

000-00-0000-0-0-0000

1~3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号(「109」)					
4~5桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する 番号 01:橿原本店 02:奈良支店					
6~9桁目	西暦					
10 桁目	1:新築 2:増築・改築					
11 桁目	1:床面積の合計が300 ㎡未満2:床面積の合計が300 ㎡以上1,000 ㎡未満3:床面積の合計が1,000 ㎡以上2,000 ㎡未満4:床面積の合計が2,000 ㎡以上10,000 ㎡未満5:床面積の合計が10,000 ㎡以上50,000 ㎡未満6:床面積の合計が50,000 ㎡以上					
12~16 桁目	通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。)					

別表2

軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

000-00-0000-0-0-0000

1~3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号(「109」)					
4~5桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する 番号					
6~9桁目	西暦					
10 桁目	1:新築					
10 111 11	2:増築・改築					
	1:床面積の合計が 300 ㎡未満					
	2:床面積の合計が 300 ㎡以上 1,000 ㎡未満					
11 松口	3:床面積の合計が 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満					
11 桁目	4:床面積の合計が 2,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満					
	5:床面積の合計が 10,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満					
	6:床面積の合計が 50,000 ㎡以上					
19. 17 提早	通し番号(11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001					
12~16 桁目	から順に付するものとする。)					

別表 3 【判定料金】

別紙による

(注意) 判定料金を増額または減額するための要件を規定する場合は、別表3において増額幅または減額幅を規定してください。

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

株式会社確認検査機構プラン21 殿

申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 代表者の氏名 設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条(同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該 当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号 【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 令和 年 月 日 【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄			軽微変更該当証明書番				決裁欄	
				号欄				
	年	月	日		年	月	日	
第			号	第			号	
係員氏名			係員	氏名				

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

別記様式第2

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による 軽微変更該当証明書

> 第 号 令和 年 月 \mathbb{H}

建築主

様

株式会社確認検査機構プラン21

钔

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物の エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条(同規則第9条第2項にお いて読み替えて準用する場合を含む。) の軽微な変更に該当していることを証明しま す。

記

- 1. 申請年月日 令和 年 月 日
- 2. 建築場所
- 3. 建築物又はその部分の概要

建築名称

用 途

工事種別

構 浩

延べ面積 m^2 階数: 地上 階 地下 階

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

別記様式第3

軽微な変更に該当しない旨の通知書

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

株式会社確認検査機構プラン21 印

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、下記の理由により 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条(同規則第9条第2項 において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当しないことを確認しました ので、通知します。

記

(理由)

別記様式第4

軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない旨の通知書

 第
 号

 令和
 年
 月
 日

株式会社確認検査機構プラン21 印

下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条(同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないので、通知します。

記

- 1. 申請年月日 令和 年 月 日付け 第 号
- 2. 建築場所

(理由)

(備考)